

社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が、本会会員規程第6条第3号の特別会員として入会した事業所・団体への特典としての本会広告媒体への広告掲載等に関する取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(広告の媒体及び規格等)

第2条 広告の媒体は、本会のホームページ及び柏崎市社会福祉協議会角2封筒とし、広告の規格（1 枠）及び掲載場所は、次のとおりとする。

（1）本会ホームページ「URL <http://www.syakyou.jp/>」

- ア 掲載場所 トップページ「身近な社協」の下及び下階層ページの右サイドバー下部
- イ 掲載サイズ 縦 100 ピクセル×横 175 ピクセル
- ウ 形式 J P G（アニメーション、フラッシュ不可）
- エ 容量 指定なし
- オ その他 文字色とコントラスト十分に取り、文字が読みやすくなるよう配慮する。また、文字、イラスト等の解像度は、適切な処理を行い、鮮明に見えるように配慮する。

（2）柏崎市社会福祉協議会角2封筒

- ア 掲載場所 柏崎市社会福祉協議会角2封筒裏面
- イ 掲載サイズ 縦 8.0 cm×横 10.0 cm
- ウ 形式 1 色刷り
- エ その他 文字とイラストでの構成とし、写真は配置しない。

(広告主となり得るもの)

第3条 広告主は、本会の特別会員の事業所・団体とする。ただし、会長が不適切と判断した場合は、この限りではない。

(広告掲載等)

第4条 特別会員の特典としての広告掲載については、次のとおりとする。

（1）本会ホームページ

会員の種類	掲載期間	金額（円）
特別会員（1）	3 カ月間	15,000 （年会費 3 口）

特別会員（２）	６カ月間	30,000 (年会費 6 口)
特別会員（３）	１年間	50,000 (年会費 10 口)

（２） 本会角 2 封筒裏面

特別会員（４）	１年間 (6 枠)	特別会員（３） を申込んだ会員 のうち掲載を希 望する会員
---------	---------------	--

（広告掲載基準）

第 5 条 掲載する広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- （１）法令等に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- （２）公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- （３）人権を侵害し、又は侵害するおそれのあるもの
- （４）政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝、人材募集その他これに類するもの
- （５）あたかも本会が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与えるもの
- （６）誇大表示又は不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- （７）美観風致を害するもの
- （８）公衆に不快の念又は危害を与えるもの
- （９）アニメーション、ロールオーバー他画像が変化するもの
- （10）著しく営利性を帯びたもの
- （11）前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として会長が適当でないと認めるもの

（広告の申込み）

第 6 条 広告を掲載しようとする者（以下「申請者」という。）は、本会広告掲載申込書（別記第 1 号様式。以下「申込書」という。）に広告案を添えて会長に提出しなければならない。

（掲載決定等）

第 7 条 会長は、前条の申込書を受け付けたときは、速やかに申請者及び広告案の内容を審査し、掲載の可否を決定の上、本会広告掲載承認（不承認）決定通知書（別記第 2 号様式）により申請者に通知するものとする。

- 2 会長は、広告案を審査した場合において、必要があると認めたときは、申請者に修正を求めることができる。
- 3 特別会員（４）において申込多数の場合は、抽選にて決定する。

（広告掲載の取り消し）

第 8 条 会長は、次の掲げる場合には、広告の掲載を取り消すことができる。

- （１）指定する期日までに会費の納入がないとき
- （２）指定する期日までに広告原稿の提出がないとき
- （３）広告主又は広告内容が不相当と判断したとき
- （４）その他本会が必要と認めたとき

（広告掲載の取り下げ）

第 9 条 申請者は、広告掲載の取り下げを書面で申し出ることができる。ただし、会費は、還付しない。

（広告主の責任）

第 10 条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

- 2 第三者から広告に関して被害を被った旨の損害賠償請求がなされた場合は、広告主の責任と負担において解決するものとする。

（その他）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。